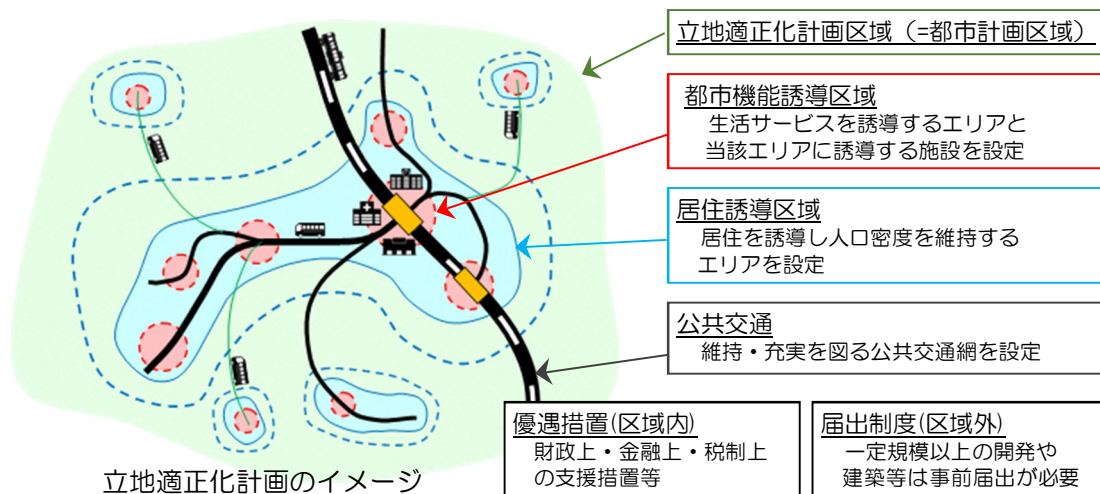


2 計画策定の背景

(1) 立地適正化計画とは

平成26年8月、国において、急速な人口減少と超高齢化の状況でも、持続可能な都市経営を確保するため、都市のコンパクト化を積極的に推進することとし、都市再生特別措置法の改正により、「立地適正化計画」が制度化されました。

立地適正化計画とは、市町村が、都市全体の観点から、居住機能や商業・医療・福祉施設等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランです。



(2) 都市再生特別措置法の改正の動き（防災指針策定の背景）

近年、全国各地で自然災害が頻発・激甚化の傾向をみせており、そうした自然災害に対応するため、防災まちづくりの観点から、総合的な防災・減災対策を講じることが喫緊の課題となっています。

このため、令和2年6月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、居住の安全確保などの防災・減災対策の取組を推進するため、「防災指針」の作成が位置付けられました。

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災機能確保に関する指針です。また、居住誘導区域内における災害リスクを出来る限り回避あるいは低減させるために、必要な防災・減災の取組を示していくものです。

